

IV
24

15

公職資格審査会設置令

4-2
34

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件（昭和二十一年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

（設置）

第一條 公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令（昭和二十一年勅令第一号）の規定による見書該當者としての指定を受けた者（団体等規正令（昭和二十四年政令第六十四号）第十二条の規定により公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令による見書該當者としての指定を受けたものとみなされた者を含む、以下「見書該當者」という。）の指定の取消又は指定の理由の一部の取消につき、審査を行うため、總理府の附屬機関として公職資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二條

審査会は、公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令第四條の二第一項の規定による見書該當者の指定の取消又は指定の理由の一部の取消につき、内閣總理大臣の諮詢に応じその意見を答申するものとする。

（組織）

第三條

審査会は、委員七人以内で組織する。

2.

委員は、学識経験のある者の中から、内閣總理大臣が任命する。

（議事）

3.

審査会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

4.

会長は、会務を總理する。

第四條 審査会は、会長を含み委員の過半数の出席しなければ会議を開くことができない。

天野
468

2

審査会の議事は出席委員の過半数で決する。可否同数の場合は会長の決するとこうによる。

(秘密を守る義務)

第五條 委員は、内閣総理大臣が公表した事項を除き、審査会の審査に関する事項と外部に漏らしてはならない。

(庶務の処理)

第六條 審査会の庶務は、内閣総理大臣官房監査課において處理する。

(雜則)

第七條 前四條に規定するものを除く外、議事の手続その他の審査会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附則

1 二の政令は、公布の日から施行する。
2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百三十七号)の一部を次のようにより改正する。

第十五條の表中

國土総合開発	國土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の規定によりその権限に属せしむれた事項を行ふこと。
審議会	国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の規定によりその権限に属せしむれた事項を行ふこと。
公職宣誓	公職宣誓審査会設置令(昭和二十六年政令第二号)の規定によりその権限に属せしむれた事項を行ふこと。

に改める。

理由

公職に関する就職禁止、選舉等に関する命令ハ昭和二十二年勅令第一号（第四條の二の規定による監督該當者としての指定の取消及びその理由の一部の取消を行うために監督該當者について審査を行うため、公職資格審査会を設ける必要があるからである。

